

新しい法律のご案内

- 定年後も同じ仕事なら正社員と同一賃金に（東京地裁） 1頁
- 介護にあたる家族への最高裁のメッセージは？
(家族の監督責任をめぐる最高裁逆転判決の意義) 3頁
- 再婚禁止期間を定めた民法の規定が改正されました 5頁

定年後も同じ仕事なら正社員と同一賃金に (東京地裁)



弁護士
松森 杉

1 「定年後の再雇用で全く同じ仕事をするときに賃金を下げるのは違法」 (東京地裁判決)

定年後に期限付きの嘱託社員として再雇用されたトラック運転手3人が、定年前と全く同じ仕事であるのに賃金を2～3割下げたのは違法であるとして、勤務先の運送会社（横浜市）に対して定年前と同じ賃金を払うように求める裁判を起こしていました。その判決が去る5月13日に東京地裁がありました。

ニュースでも報道されましたが、東京地裁は、「全く同じ仕事であるときに賃金額が異なるのは労働契約法20条に違反する」として、正社員の賃金との差額を支払うように命じました。控訴されましたので高裁で変更される可能性はありますが、この問題についての初めての判決であり、ご説明いたします。

2 労働契約法(20条)の定め

契約社員、嘱託社員、パートタイマーなどが増え、非正規労働者と正規労働者（正社員）との賃金格差の問題が出ています。そこで、2012年の「労働契約法」の改正で、「有期契約労働者と無期契約労働者（正社員）との間の労働条件の違いは不合理なものであってはならない」という規定（20条）が設けられました（労働関係の法律では「労働基準法」が有名ですが、2007年に労働契約の基本法として「労働契約法」ができています）。

前記の裁判では、定年後の嘱託社員が定年前の正社員のときと全く同じ仕事をしているのに賃金が大きく下げられましたので、20条に違反しないかが問題になりました。

3 東京地裁の判断

会社側は、定年後の再雇用制度は高年齢者雇用安定法の求めにより設けているもので、定年後の賃金が下がっても不合理というべきではないと主張しました。これに対し、東京地裁は、一般に定年後の再雇用制度においては賃金が下げられることが多いこと、また、年功的処遇を維持しつつ賃金コストを一定限度に抑制するために定年制が広く採用されていることを認めて、定年

後の継続雇用者の賃金を定年前から下げる
こと自体には合理性があると判断しました。
このように、東京地裁の判決も、定年後の
再雇用で賃金が下がること自体を違法とした
わけではありません。ただ、判決は、全
く同じ仕事のときにまで賃金を下げるこ
とが一般とまではいえないとし、定年後再雇
用制度を賃金コストを圧縮する手段とす
ることまでは正当でないとして、この会社の
場合は20条に違反すると判断しました。

4 「同一労働同一賃金」の原則

わが国では非正規労働者が約4割にもな
っていますが、賃金は正規労働者の6割ほ
どしかありません。そこで、2008年に経
済開発協力機構（OECD）から正社員と
非正規社員との格差を是正するようにとの
勧告を受けています。そこで、政府は、昨
年、「労働者の職務に応じた待遇の確保等
のための施策の推進に関する法律」（同一
労働同一賃金推進法）を定めて、非正規労
働者の賃金格差の問題の取り組みを始めま
した。

その際に提唱されているのが、同一の仕
事に従事する労働者には同一の賃金が支
払われるべきだという「同一労働同一賃
金」の原則です。もともとは女性の賃金差
別を是正するために100年程前にヨーロ
ッパで提唱されたもので、国際労働機関

（ILO）では最も重要な原則の一つとし
て位置づけられています。欧米では当然の
考え方とされており、企業を超えて同じ職
種であれば同一の賃金を払うという考えに
までなっているようです。定年後の再雇用
の賃金が大幅にダウンする日本の現状は、
欧米であれば年齢差別とみなされるのでは
ないかという指摘がありました。そのよう
な議論のなかで先の東京地裁の判決が出た
ものです。

5 この判決の意味

東京地裁の判決も、定年制や定年後再雇
用の場合に賃金が下がること自体を否定した
ものではありません。仕事内容が全く同
じ場合について賃金を大幅に減額したこ
とが違法だと判断したものです。それ以外の
場合、たとえば、定年後の仕事が少し変わ
った場合はどうなのか、あるいは、賃金が
少しだけ下がった場合はどうなのか、そ
して、仕事の同一性の判断はどうするのか、
これらは今後の議論に委ねられています。

同一賃金の実現はさまざまなものと
関係します。経営側としては有期労働者の賃
金を上げることで人件費の総額が増える問
題があります。一方、労働側には、非正規
労働者の賃金を上げることで正社員の賃金
水準が低下するのではないかとの不安があ
ります。トヨタ自動車は、工場勤務の社員
について定年後も65歳まで定年前と同水
準で待遇する再雇用制度を導入するよう
ですが、どこの会社でもできることではあり
ません。

しかし、約4割になった非正規労働者の
賃金の問題は放置できません。東京地裁
の判決は、そのうちの定年後の再雇用者に
ついて判断したものですが、広く雇用の
形態と賃金のあり方や、「同一労働同一賃
金」をどう実現するかについて国民的な議
論が要ることを示したと思います。



介護にあたる家族への最高裁のメッセージは? ～家族の監督責任をめぐる最高裁逆転判決の意義～



弁護士
高江俊名

1 介護する家族への賠償命令を逆転

認知症の男性が徘徊して線路に立ち入ってしまい、電車にはねられて亡くなったという事故で、その認知症の人の家族が、鉄道会社から振替輸送などの費用について賠償を求められ、裁判を起こされました。その裁判で、地方裁判所と高等裁判所は、家族が「監督義務」を怠っていたとして家族に賠償を命じましたが、このたび（2016年3月1日）、最高裁判所は、家族に賠償責任はないとする逆転判決を下しました。

この裁判の件については、認知症になつた親や配偶者を介護する人が増える中、社会に与える影響が非常に大きいことからマスコミでも大きく報道され、最高裁がどのような判断を示すのか、判決前から注目されていました。

今回の最高裁判決は、民法が定める家族間の監督責任について、時代状況の変化を踏まえ、従来からの裁判所の考え方を大きく転換させたものとして評価できます。

2 監督責任についてのこれまでの考え方

民事の基本法である民法では、故意や過失によって他人に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負うのが原則ですが、未成年者や「責任無能力者」は責任を負わないと定められています。「責任無能力」というのは、難しい法律用語ですが、認知症などの精神上の障害のために状況を理解できなかったり、自らの行為をコントロー-

ルできない状態のことをいいます。しかし、そうすると被害者の救済に欠けることになるため、民法はその反面として、損害の公平な分担という考え方に基づいて、未成年者についてはその親が、「責任無能力者」については「法定の監督義務者」が、それぞれ監督責任を負うものと定めています。そして、「責任無能力者」の「法定の監督義務者」としては、これまで、成年後見人等がそれに該当するものとされてきました。

しかし、成年後見人というのは、本人の親族などが家庭裁判所に申立の手続をして初めて選任されるものであり、本人に精神上の障害があるからといって、必ずしも成年後見人が選任されているわけではありません。むしろ、実際には、成年後見人が選任されているのは、精神上の障害がある人の中のごく一部であるというのが実情です。

そのため、裁判所は、成年後見人等のような「法定の監督義務者」でなくとも、家族の中でそれに準ずる立場にある者は、監督責任を負うべきだとして、監督義務者の範囲を広げてきました。

今回の裁判でも、認知症の男性には成年後見人は選任されていませんでしたが、地裁や高裁は、男性の妻や長男を「法定の監督義務者」に準ずる立場にあったとして、賠償を命じたのです。

3 監督義務者についての考え方を根本的に転換

(1) 成年後見人 ≠ 「法定の監督義務者」

これに対し、最高裁は、「法定の監督義務者」についてのこれまでの考え方や議論の方向を根本的に転換し、新しい判断を示しました。

「責任無能力者」の監督責任については、これまででは、成年後見人等は「法定の監督

義務者」になるということを前提に、監督義務者の範囲を広げる方向で議論がなされてきましたが、今回の最高裁判決は、成年後見人であるからといって「法定の監督義務者」になるわけではないとして、これまで前提とされてきた考え方自体を改めたのです。

(2)転換の背景

最高裁がこのように考え方を改めた背景には、成年後見制度が2000年に改正されたことにより、制度の理念やあり方が大きく変化していることがあります。

①「ノーマライゼーション」の理念

改正前の成年後見制度は、「禁治産制度」と呼ばれ、もともとは、旧来の家制度のもとで、本人の財産管理権を制限することにより、家の財産を守ろうとするための制度でした。しかし、現在の成年後見制度は、制度の根本理念自体が大きく異なっていて、「本人の自己決定の尊重」や「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としています。「ノーマライゼーション」というのは、障害があるからといって施設等に収容され、社会から隔離されて生活させられるのではなく、障害があっても、障害のない人と同じように暮らすことができる社会の実現を目指すという理念です。この理念は、成年後見制度の基本理念であるだけでなく、厚生労働省が現在推進している国としての施策のもとになっている考え方でもあります。

認知症の人の行為について家族が責任を負わざるとなれば、家族としては、認知症になった親や配偶者は家や施設の中に閉じ込め、監禁しておくほかない、ということにもなりかねません。しかし、そのようなことは、成年後見制度が掲げる「ノーマライゼーション」の理念に真っ向から反することになります。

②「家族介護」の時代から「社会全体で介護を支える」時代へ

また、2000年に成年後見制度が改正

された際、ちょうど時を同じくして、介護保険の制度が始まりました。介護保険制度は、少子高齢化の進展により、独居あるいは夫婦のみで暮らす高齢者が増えてきた中で、それまでの「家族介護」の時代から、「社会全体で介護を支える」時代へと社会が移り変わったことを象徴する制度と言えます。そのことは、成年後見制度や成年後見人の職務のあり方にも様々な面で反映していて、例えば、それまでは、成年後見人には本人の介護などの世話をする義務があるとされていましたが、2000年の改正後は、成年後見人は自ら直接に介護などの世話をするのではなく、ヘルパーなどの介護サービスの手配をするのが役割だとされています。

成年後見人が「責任無能力者」の行為について責任を負うとされてきたのは、成年後見人はその家族である「責任無能力者」と同居していて、「責任無能力者」を監督できる立場にあるという前提があつたためですが、現在では、その前提とされていた制度や社会状況自体が大きく変化しているのです。

4 最高裁判決のメッセージ

このように、最高裁は、成年後見人等であれば「法定の監督義務者」に該当し、監督責任を負うという従来の考え方を根本的に転換しました。

そして、そのうえで、「責任無能力者」の行為について家族や近親者らが監督責任を負うかどうかは、その事案における様々な事情を総合的に考慮しつつ、責任を問うのが衡平の見地から相当と言えるかどうかを基準に判断すべきものとしました。

この基準だけでは、具体的にどのような場合に責任を負うのかは必ずしも明確ではありませんが、最高裁は、今回の裁判の事案で、妻や長男は責任を負わないという結論を導くにあたり、その理由として、妻も長男も、本人（認知症の男性）の加害行為を防止するために監督することが可能な状

況にはなかった、ということを挙げています。この事案では、妻は本人と同居しており、長男は同居はしていないものの本人の介護のための体制作りに中心的に関わっていましたが、それでも、加害行為の防止のために監督することは可能でなかったとされました。

のことからすると、今回の最高裁判決により、今後は、「責任無能力者」の加害行為について、家族や近親者であったり、その人の介護をしていたからといって監督

責任を問われることは通常ではなく、家族や近親者が監督責任を問われるのは、何か特別な事情があるような例外的な場合に限られてくると考えられます。

日本の社会は、今や「認知症800万人時代」を迎えたとも言われます。

そのような中で、今回の最高裁判決は、認知症の人を介護する家族に対し、「安心して介護にあたってください」というメッセージを発しているように思われます。

再婚禁止期間を定めた民法の規定が改正されました



弁護士
柳本千恵

1 最高裁による違憲判決

女性の再婚禁止期間を定めた民法733条1項の規定が違憲かどうかが争われた裁判で、最高裁大法廷は、平成27年12月16日、再婚禁止期間6か月のうち100日を超える部分を違憲とする判断を示しました。

2 100日超過部分が違憲と判断された理由

民法733条1項には、女性は離婚後6か月を経過しなければ再婚できないと定められていました。

この規定は、もともとは、「父子関係の混乱防止」つまり、再婚した女性から生まれた子の父親がいずれであるかについて混乱が生じるのを防ぐために設けられたとされています。

しかし、この規定が設けられた明治時代

と違い、現在では、DNA鑑定等の科学技術によって父子関係を明らかにすることが容易になったこともあり、女性の再婚禁止規定については、女性に対する不当な差別ではないかとして、その存在意義が問われていました。

本件の裁判では、正にその点が問題になったわけですが、最高裁は、女性の再婚禁止規定は、父子関係についての推定の重複を回避するために現在でも意義があるとしたうえ、そのためには再婚禁止の期間は100日あればよく、100日を超えて再婚を禁止することは不合理であると判断しました。

すなわち、民法772条2項は、①離婚した日から300日以内に生まれた子は離婚した夫の子と推定する、②婚姻した日から200日を経過した後に生まれた子は、婚姻した夫の子と推定する、と「父性の推定」を定めています。この規定によれば、女性が離婚した日から100日以内に再婚した場合、①離婚後300日までの期間と②再婚してから200日経過後の期間に重なりが生じます。つまり、この間に生まれた子は離婚した夫の子とも再婚した夫の子とも推定され、父子関係が直ちに定まらない

いことになります。しかし、逆に、離婚した日から100日を経過して再婚すれば、①の期間と②の期間が重なることはありません。

そこで、最高裁は、その推定の重複を避けるためには、離婚後100日間の再婚禁止期間を定めれば十分であるとして、6か月のうちこれを超える部分は、男女の平等を定める憲法14条等に違反すると判断したのです。

3 民法改正

最高裁の違憲判決を受けて、平成28年6月1日、女性の再婚禁止期間を離婚後100日に短縮する旨の改正法が成立し、同月7日に公布・施行されました。

改正法では、再婚禁止期間が短縮されると同時に、離婚時に妊娠していなかった場合には、再婚禁止期間の規定は適用しないとする改正もなされました。この場合、再婚後に生まれた子は、前夫との婚姻中に妊娠したのでないことが明らかなためです。

4 今後の問題

今回の最高裁判決では、再婚禁止期間を定めること自体は違憲ではないと判断され、改正された民法の規定でも、原則として離婚後100日は再婚禁止とする規定は残りました。そのため、例えば離婚時に妊娠していた場合には、100日経つまでは再婚できず、しかも、100日経って再婚した後に生まれてきた子は、実際には再婚した

夫との子であっても、前夫との間の子と推定されることになります。夫婦が離婚に至る場合は、離婚の前から夫婦関係が悪化して夫婦としての実態がなくなっているような場合も多く見られるところです。中には、暴力（ドメスティックバイオレンス）をふるう夫から逃れて何年間も夫に居場所を隠したまま生活することを強いられていたようなケースも少なくありません。しかし、そのように前夫との夫婦関係は離婚前から実態がなくなっていたとしても、離婚後300日以内に生まれた子は、前夫との子と推定されることになるのです。

そうだとすると、そもそも離婚後の100日間を再婚禁止とすることには、果たしてどこまで意味があるのか、という疑問もわいてくるところです。

本件の最高裁判決では、15人の裁判官のうち2人は、再婚禁止規定はその全部が憲法に違反しており、無効とすべきであるとの意見を述べています。多数意見も、100日間の再婚禁止規定や、その前提となっている「父性の推定」の規定は、憲法違反とまでは言えないと判断したにすぎず、それが最も合理的な制度だと判断したわけではありません。

この問題は、根本的には、法律上の父子関係の定め方に関わる問題であり、国会は、本件の最高裁判決を受けて、単に再婚禁止規定を一部改正するだけでなく、法律上の父子関係の定め方そのものについても審議を行う必要があるようと思われます。

ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】
松森 彬・高江俊名・柳本千恵